

(契約書別紙 兼 重要事項説明書)

【事業者（法人）・事業所の概要】

事業者（法人）名称	社会医療法人 新潟臨港保健会	代表者	理事長 湊 泉
所在地	〒950-0051 新潟市東区桃山町1丁目114番地3	電話番号	025-279-1295
サービス種別	居宅介護支援		
事業所名称	居宅介護支援事業所 臨港病院		
県指定年月日	平成16年4月1日（事業所番号）1570102903		
管理者氏名	井澤 文子		
職種・勤務形態・人数	管理者 主任介護支援専門員 常勤 1名 主任介護支援専門員 常勤 1名 介護支援専門員 常勤 1名		
使用する課題分析票	全社協方式		
営業日・営業時間	月～金曜日 8:30～17:00		
定休日	土曜日 日曜日 祭日 年末年始(12/30～1/3) その他、法人が定める日		
事業実施区域	通常の実施区域：新潟市東区 通常外の実施区域：利用者の状況により要相談		

【事業の目的と運営の方針】

事業の目的	要介護・要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は利用者の心身の状況や家庭環境等をふまえ、介護保険法その他関係法令およびこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護・要支援状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

【提供するサービスの内容】

- あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により把握の上、あなた自身やご家族の希望をふまえ、「居宅介護・介護予防サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- あなたの居宅介護・介護予防サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、あなたとその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅介護・介護予防サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、あなたと事業者との双方の合意に基づき、居宅介護・介護予防サービス計画を変更します。
- 指定居宅介護支援および指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- あなたの要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。
- あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。

【業務取扱い方針】

- (1) あなたの心身の状況やご家族の環境を踏まえ、あなた自身の選択に基づいて、適切な介護（予防）サービスが、様々な事業者から総合的・効率的に提供されるように、努力致します。また、医療との連携を密にすることを原則とします。
- (2) 居宅介護支援又は介護予防支援の提供にあたっては、常に利用者の立場に立つとともに、提供されるサービスが特定の事業者に偏ることなく、公正中立を原則と致します。
- (3) 利用者様の意思に基づいた契約である事を確保するため、利用者様やその家族様は指定居宅サービス事業所を決める上で、複数の事業所を紹介するよう求める事や選定理由について説明を求める事ができます。
- (4) 前6カ月間に当事業所において作成されたケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況および割合についてご希望される方には前期（3月から8月）・後期（9月から2月）別紙にてお知らせします。
- (5) 居宅介護支援及び介護予防支援サービス、介護予防ケアマネジメントを提供するにあたり、要介護者及び要支援者のサービスの利用状況を適切に把握し、サービス提供事業所との連絡調整が速やかにできるようにするため、介護支援専門員一人当たりの担当件数の上限を以下のように設けます。
 - ・居宅介護支援担当件数 一人当たり 40件とする。
 - ・介護予防支援担当件数 一人当たり 制限無し。
 - ・介護予防ケアマネジメント数 一人当たり 制限無し。
- (6) 常に質の高いケアマネジメントを行うために定期的に研修会等を行い、介護支援専門員の資質の維持・向上を図るようにしています。

【虐待防止について】

- (1) 事業者は利用者の人権の擁護・虐待防止等のため、必要な体制の整備や研修を実施します。
- (2) 事業者はサービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。

【ハラスメント対策】

- (1) 事業者は利用者に対して安定した居宅介護支援サービスを提供するため、職場及び訪問先、利用者宅におけるハラスメント防止に向けて取り組んでいます。

【秘密の保持】

- (1) 当事業所の介護支援専門員その他の従業員はその業務上、知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても第三者には決して漏らしません。
- (2) 当事業所は、当事業所の介護支援専門員その他の従業員が当事業者でなくなった後においても、当事業所の責任において、当該従事者が業務上、知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行ないます。

【事故発生時の対応】

- (1) 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- (3) 事業者は、利用者に対するサービス提供により発生した事故等により利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらない場合はこの限りではありません。

【身体拘束の適正化】

- (1) 利用者の生命、身体を保護するための緊急ややむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。不当な身体拘束をなくし、高齢者の尊厳を守る事を講じます。

【衛生管理】

- (1) 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等において対策を協議し、対応指針等を作成。研修や訓練を実施し、感染対策について従業員に周知徹底に努めています。

【業務継続計画】

- (1) 感染症や災害が発生した場合においても利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受ける事ができるよう業務継続計画を策定するとともに必要な研修及び訓練を実施し、定期的な見直しや必要に応じて変更を行っています。

【苦情処理】

- (1) 利用者は、事業者の提供されたサービスに関して苦情があるときは、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- (2) 事業者は、提供したサービスについて利用者から苦情の申し立てがあった場合は、迅速かつ誠実に対応します。また、事業者は、利用者が苦情を申し立てたことを理由にいかなる不利益な扱いもいたしません。
- (3) 事業者の苦情相談窓口は下記のとおりです。

- ① 当事業所が提供するサービスに関する相談や苦情は次の窓口で受け付けます。

事業所相談窓口	新潟臨港病院 在宅医療部
面接場所	在宅医療部 相談室
連絡先	電話 025-271-9694

- ② 当事業所に対する苦情は次の機関にも申し立てることができます。
・地域包括支援センター *地域の包括支援センター電話番号参照

苦情受付機関	連絡先 (電話番号)
新潟市福祉部介護保険課 介護給付認定審査係	025-226-1273
新潟県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室	025-285-3022

- (4) 事業者は、苦情の申し立てがあった場合は、次の手順によりその解決を図ります。
- ①利用者や従事者からの事情聴取等により、事実関係を把握します。
 - ②苦情に係る問題点を把握し、対応策を検討し、必要な改善を行ないます。
 - ③利用者に対し、調査結果や講じた措置の内容を、納得が得られるよう説明し、必要に応じて概要を記した文章を添えることとします。
- (5) 事業者は、苦情の処理に際しては、必要に応じて市町村又は国民健康保険団体連合会へその概要について報告し、適切な対応について指示を仰ぎます。

【担当の介護支援専門員】

あなたを担当する介護支援専門員は次のとおりです。ご不明な点やご要望などがありましたらお申し出ください。

介護支援専門員	氏名 (資格 :)	連絡先	025-279-1295
---------	---------------	-----	--------------

【利用負担金】

このサービスを利用するにあたって料金は別紙のとおりです。(利用者負担は一切ありません)

【サービスの利用にあたっての留意事項】

サービスのご利用にあたってご留意していただきたいことは、以下のとおりです。

- (1)あなたの希望により、この契約を解約することはいつでもできますが、事業者の業務の関係から、できる限り早めにご連絡ください。
- (2)計画されているサービスを利用しない場合や計画にないサービスを利用されたい場合等も同様にできる限り早めにご連絡ください。
- (3)あなたが医療機関へ入院した際は医療機関と連携を図るため担当介護支援専門員の名前や連絡先をお伝えください。また、当事業所が作成したあなたの居宅(介護予防)サービス計画書を持参し、医療機関の職員にお渡しください。

サービスの提供に先立って、上記のとおり説明しました。

令和 年 月 日

所在地 新潟市東区桃山町1丁目114番地3
(事業者) 事業者名 社会医療法人 新潟臨港保健会
代表者氏名 理事長 湊 泉

上記の内容について説明を受け、同意しました。また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

上記契約の証として、本契約書別紙を2通作成し、利用者及び事業者記名のうえ、それぞれ1部ずつを保有します。

(利用者) ご住所
 お名前 _____

(代理人) ご住所
 お名前 _____

この文書の契約書に同意するにあたり、利用申込者の判断能力に支障（判断基準；認知症の日常生活自立度がⅢ以上）が見られるので、第三者を立会人として同意をします。

(立会人) ご住所
 お名前 _____

(個人情報の使用に関わる同意書)

I 個人情報保護方針

当事業所は、個人の権利利益を保護する為に、個人情報を適切に管理することを社会的責務と考えます。個人情報保護に関する方針を以下の通り定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報の保護に努めます。

1.個人情報の収集・利用・提供

・個人情報を保護・管理する体制を確立し、適切な個人情報の収集及び提供に関する内部規定を定め、これを遵守します。

2.個人情報の安全対策

・個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩などに関する万全の予防措置を講じます。万一の問題発生時に速やかに是正対策を実施します。

3.個人情報の確認・訂正・利用停止

・当該本人(利用者さん)等からの内容の確認・訂正あるいは利用停止を求められた場合には、別に定める内部規則により、調査の上適切に対応します。

4.個人情報に関する法令・規範の遵守

・個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守します。

5.教育及び継続的改善

・個人情報保護体制を適切に維持するために、職員の教育・研修を徹底し、内部規則を継続的に見直し、改善します。

6.情報の提供・開示

・情報の提供・開示に関しては別に定めます。

7.問い合わせ窓口

・個人情報に関する問い合わせは、以下の窓口をご利用ください。

個人情報保護相談窓口 新潟臨港病院 在宅医療部 坂井邦彦
TEL 279-1295 fax 279-1290

II 個人情報の利用目的

1.医療提供

- ①病院、診療所、薬局、他の訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ②医療機関等からの照会への回答
- ③利用者さんの診療のため、外部の医師等の意見、助言を求める場合
- ④ご家族への病状(状態)の説明
- ⑤その他、利用者さんへの医療提供に関する利用

2.診療費請求のための事務

- ①公費負担医療に関する事務
- ②審査支払い機関へのレセプト提出
- ③審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ④公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答

3.当事業所の管理運営業務

- ①会計・経理
- ②当該利用者さんの居宅介護支援サービスの向上
- ③管理運営業務に対する利用

4.医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

5.質の向上を目的とした研究

6.外部監査機関への情報提供

令和 年 月 日

利用者

代理人

但し、個人情報の使用に関わる同意後はいつでも撤回、変更等を行うことができます。